

法定協議会の設置について

令和 2 年 1 1 月に「地域公共交通活性化再生法」が改正施行

すべての地方自治体に対して地域公共交通計画の策定が努力義務となるとともに、補助制度が計画と連動するようになるなど、地方自治体による地域公共交通への関わりがより一層求められるようになりました。（正式名称：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）

※改正法施行前に作成された現行の砥部町地域公共交通網形成計画（R2～R6）は、改正法施行後は地域公共交通計画とみなされるため、計画修正などは不要。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国補助金）

当町は、令和 6 年度に地域公共交通計画の策定を予定しており、国の補助申請を行いたいと考えています。活性化再生法の改正により、地域公共交通計画策定や交通施策事業の実施等に係る国の補助金を得るためには、活性化再生法に基づく法定協議会の設置が必要となりました。

当該補助金は、法定協議会に対し補助されるもので、現行の砥部町地域公共交通会議のままでは補助を受けることができません。また、国の方針においても、法定協議会の設置が求められています。

地域公共交通会議と法定協議会の違い

地域公共交通会議の根拠法令は「道路運送法」であり、道路上で自動車を用いて、旅客から運賃を得て運送サービスを提供するものなどが協議対象であり、コミュニティバスやのりあいタクシーなど、地域の交通サービスのあり方について協議する場です。

一方、法定協議会の根拠法令は「地域公共交通活性化再生法」であり、バスやタクシーだけでなく、鉄道、旅客船など、全ての交通モードを対象とし、地域公共交通計画を策定して事業を実施していく組織となります。

砥部町地域公共交通会議規則を改正し二法協議会として運営

法定協議会と地域公共交通会議は、機能が違うとはいえ、参加する関係者の構成はほぼ同じです。法定協議会と地域公共交通会議を別々に設けるのではなく、1つの協議組織に両者の機能を併せ持つことができるようになっていきますので、当町は、現行の交通会議規則に両者の機能を持つことを規定し、二法協議会として運営したいと思います。

委員の皆様には、2つの委員を兼務するという形で就任していただき、今後協議にご参加いただきたく存じます。

以下、資料への掲載不要（事務局からの紹介程度で可能と思われる。）

新たに委員 2 名を追加

今後、法定協議会として次期地域公共交通計画策定（R7～R11）を進めるため、一般旅客自動車運送事業者である JR 四国バス株式会社から高橋万博^{たかはしかずひろ}松山支店長、愛媛運輸支局菊池専門官（総務・企画観光部門）の 2 名を追加します。

高橋委員追加理由

JR 四国バスの久万高原線は、国の補助事業を活用する補助系統に該当します。

令和 2 年地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に改正に伴い、補助系統がまたがる全ての市町村の地域公共交通計画または都道府県計画に補助系統の位置付けや補助事業の必要性の記載が必要となりました。これを受けて愛媛県が行う県計画の見直しに合わせて、補助系統に関係する全ての市町に対して、市町計画に数値目標を盛り込むよう県から要請があり、令和 4 年 1 1 月に開催した交通会議において 62 ページの「目標に対する評価指標」の目標 1 に JR 四国バス年間利用者数の評価指標を追加する変更を行いました。

菊池委員追加理由

国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局における地域公共交通計画策定の御担当が菊池委員が所属する総務・企画観光部門であるため。